

第4章 共通統計



江津湖空撮写真

I 災害に強い上下水道の確立

【水道】

1 災害対策用貯水施設

施設名	貯水量 (m ³)	緊急遮断弁		備考
		出側	入側	
1 一本木水源地(調整池)	350	○		
2 八景水谷水源地(調整池)	500	○		
3 立田山配水池	12,600	○		
4 健軍配水場(配水池)	12,000	○	○	備品倉庫あり
5 高遊原配水池	16,500	○		
6 小山西配水池	1,400	○		
7 池上水源地(調整池)	500	○		
8 城山水源地(調整池)	500	○		
9 川尻水源地(配水池)	4,000		○	
10 岩倉山配水池	3,200	○		
11 改寄配水場(配水池)	1,250	○		
12 西梶尾配水場(配水池)	500	○		
13 真水源地(調整池)	250	○		
14 和泉配水池	4,400	○		
15 徳王配水池	2,600	○		
16 川床配水池	250	○		
17 上松尾第2加圧所(調整池)	250	○		
18 平山配水池	400	○		
19 戸島送水場(調整池)	3,000	○		
20 岳加圧所	150			地震計により送水ポンプを停止させ対応
21 白浜配水池	150	○		
22 島崎配水池	800	○		
23 南部送水場	1,000	○		
24 舞原配水場	400	○		
令和6年度	24 箇所	66,950		
令和5年度	24 箇所	66,950		
令和4年度	24 箇所	66,950		
令和3年度	24 箇所	66,950		
令和2年度	24 箇所	61,450	-	-
令和元年度	24 箇所	61,450	-	-

2 非常用発電・予備電力施設

施設名	発電機				2回線受電		
	出力 PS	kVA	容量 kW	台数	種別	常用	予備
1 麻生田送水場	950	750	600	1			
2 麻生田第3水源地	300	250	200	1			
3 麻生田第4水源地	300	250	200	1			
4 一本木送水場	610	500	400	1			
5 八景水谷送水場	680	625	500	1			
6 健軍水源地	3,620	3,000	2,400	1	特高(22kV)	西部線	テクノ2号線
7 秋田配水場	3,620	3,000	2,400	1	特高(22kV)	西部線	(1回線受電)
8 託麻送水場					予乙	弓削SS-戸島線	益城SS-北線
9 託麻第4水源地	405	300	240	1			
10 託麻第6水源地	242	200	160	1			
11 戸島送水場	1,490	1,250	1,000	1	高圧	九州電力線	東部環境工場線
12 川尻配水場		375	300	1			
13 池上送水場					予乙	春日SS-池上線	日吉SS-田崎線
14 城山送水場	365	300	240	1			
15 改寄配水場	365	300	240	1			
16 改寄第2水源地	63	50	40	1			
17 真送水場	320	250	200	1			
18 岳加圧ポンプ所	136	125	100	1			
19 上松尾第1加圧所	240	200	160	1			
20 上松尾第2加圧所	240	200	160	1			
21 南部送水場		330	264	1			
22 富合東部水源地	166	100	80	1			
23 舞原水源地	107	90	72	1			
24 舞原配水場(1系)	107	90	72	1			
25 舞原配水場(2系)	105	80	64	1			
26 高水源地		45	36	1			
27 碓水源地		45	36	1			
28 一木配水場・第1水源地		200	160	1			
29 一木第3水源地		65	52	1			
30 山本第1水源地		40	32	1			
31 山本第2水源地		150	120	1			
32 山本配水場		150	120	1			
33 木留送水場・第1水源地		150	120	1			
34 富応加圧所		65	52	1			

※庄口水源地は健軍水源地発電機により運用可能。沼山津送水場は秋田配水場発電機により運用可能。

3 応急給水設備

令和6年度					令和5年度	令和4年度
名称	形状	数量	計	合計		
給水タンク	アルミタンク容量1,000ℓ	17台	17,000 ^{リットル}	310, 100 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}
	折りたたみ式タンク容量1,000ℓ	17個	17,000 ^{リットル}		17,000 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}
給 水 車	積載容量3,400ℓ	1台	15,100 ^{リットル}		15,100 ^{リットル}	15,100 ^{リットル}
	積載容量2,000 ^{リットル}	5台				
	積載容量1,700ℓ	1台				
非常用水袋	容量6ℓ	43, 500袋	261, 000 ^{リットル}		271,800 ^{リットル}	288,000 ^{リットル}
応急給水装置	40A 給水栓 4個付×2基	－	19組		－	4組
	40A 給水栓 2個付×3基	－			－	4組
	65A 給水栓 4個付×2基	8組			9組	9組
	65A 給水栓 3個付×2基	11組			11組	11組
	20A 給水栓 2個付	－			－	－
	消火栓直結型 給水栓 2個付	－			－	－
緊急作業車	1.25トン積みトラック	3台	3台		3台	3台

4 応急給水施設密度

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①応急給水施設数	箇所	24	24	24	24	24
②給水区域面積	km ²	324.16	324.16	324.16	324.16	324.16
③応急給水施設密度(＝①/②)	箇所/100km ²	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4



応急給水塔



折りたたみ式タンク

5 配水池耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震対策の施された配水池有効容量	m ³	197,430	197,430	197,430	197,430	197,430
②配水池等有効容量	m ³	216,425	216,425	216,425	216,425	216,425
③配水池耐震化率(=①/②)	%	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2

6 浄水施設耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震対策の施された浄水施設能力	m ³	344,463	290,800	290,800	287,800	285,800
②全浄水施設能力	m ³	377,695	321,879	321,879	319,244	317,244
③浄水施設耐震化率(=①/②)	%	91.2	90.3	90.3	90.2	90.1

7 ポンプ所耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震対策の施されたポンプ所能力	m ³	591,977	536,600	535,400	533,600	530,765
②耐震化対象ポンプ所能力	m ³	787,949	709,690	708,490	707,055	704,220
③ポンプ所耐震化率(=①/②)	%	75.1	75.6	75.6	75.5	75.4

8 耐震適合性のある基幹管路の割合

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震適合性を有する基幹管路	m	283,725	279,948	276,965	265,264	265,844
②基幹管路延長	m	348,904	346,740	344,837	333,761	334,071
③耐震適合性のある基幹管路の割合(=①/②)	%	81.3	80.7	80.3	79.5	79.6

9 水道管路の耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震管延長	m	1,182,375	1,158,332	1,124,418	1,080,337	1,048,787
②管路延長	m	3,631,158	3,615,460	3,594,387	3,570,529	3,550,158
③水道管路の耐震化率(=①/②)	%	32.6	32.0	31.3	30.3	29.5

【下水道】

10 下水道ポンプ場及び浄化センターの耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震化済施設数	箇所	82	76	72	71	67
②施設数	箇所	198	198	198	198	198
③耐震化率(=①/②)	%	41.4	38.4	36.4	35.9	33.8

11 下水道管路の耐震化率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①耐震管延長	km	1,200	1,156	1,126	1,069	1,018
②管路更生延長	km	19	44	43	39	33
③管路延長	km	2,763	2,748	2,719	2,692	2,664
④下水道管路の耐震化率(=①+②/③)	%	44.1	43.7	43.0	41.2	39.4

12 浸水対策における重点6地区の対策率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①重点6地区の改善排水面積	ha	690.5	690.5	690.5	690.5	690.5
②重点6地区の総排水面積	ha	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6
③重点6地区の対策率(=①/②)	%	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7

(参考)重点6地区一覧

排水区名	主な地名
加勢川第6排水区	若葉・秋津新町・東町
井芹川第9排水区	花園3丁目
井芹川第8・第10排水区	上熊本
加勢川第5排水区	出水・国府
坪井川第3排水区	高橋・城山大塘
鶯川第2排水区	桜木・花立



雨水貯留管

Ⅱ 水循環の保全

1 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業

水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例上の地下水大規模採取者としての責務を果たすため、平成16年5月17日に熊本市長と締結した「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画し、事業に必要な経費の一部を負担している。

年度	湛水のべ面積 (ha)	推定かん養量 (万m ³)	うち 水道事業 会計寄与	助成金 (千円) ※一般会計	水田湛水 助成金 (千円)	事務 助成金 (千円)	うち水道事業 会計負担金 (千円)
令和6年度	525	1,732	814.2	82,911	76,961	5,950	38,968
令和5年度	403	1,329	611.3	39,108	34,398	4,710	17,989
令和4年度	415	1,371	630.7	40,494	35,784	4,710	18,627
令和3年度	472	1,497	651.82	45,955	41,245	4,710	21,139
令和2年度	492	1,477	679.2	47,393	42,683	4,710	21,800

2 水源かん養林の整備による地下水かん養

熊本市が平成16年2月に「熊本市水源かん養林整備方針」を策定し、水源地帯を抱える上流域自治体と連携しながら地域が必要とする山林のあり方と本市が目的とする水源かん養林とを調整しながら水源かん養機能に重点をおいた森林整備を進めている。平成27年4月1日に熊本市長と締結した「水源かん養林整備事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する水源かん養林整備事業に参画し、事業に必要な経費の一部(事業費から国庫補助等を差し引いた額の2分の1)を負担している。令和6年度の負担金は18,244千円、推定かん養量(局寄与分)は118万m³となっている。

3 阿蘇郡西原村の国有林を活用した水源かん養林の整備

熊本市水道創設90周年事業として、林野庁の「法人の森林」制度を活用し、水源かん養林「熊本市水道の森」の整備を実施した。かん養林の面積は3.04ha、推定かん養量は年間2,083m³となっている。

4 直結給水率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①直結給水件数	件	295,650	291,154	286,148	280,093	276,038
②給水件数	件	366,029	361,844	357,628	351,921	348,671
直結給水率(=①/②)	%	80.8	80.5	80.0	79.6	79.2

5 下水処理水の再利用

農業用水としての処理水の再利用

熊本市の南西部、白川と坪井川の間に挟まれた石塘堰樋土地改良区（対象水田面積225ha）では河川流量の減少や河川改修等による取水性の悪化から度々干ばつ被害に悩まされ、慢性的な水不足が生じていた。そこで安定した農業用水確保策として処理水再利用の要請があり、昭和51年度から処理場内の試験田において6年間、さらに現地で3年間の実証試験を経て昭和60年から中部浄化センターの処理水を農業用水として供給している。



浄化センターでの処理水の再利用

浄化センター内での地下水使用量を抑えるため、砂ろ過した後、場内の様々な場所において処理水の再利用を進めている。今後、よりいっそうの再利用に努めていく。

再利用の様子

(m³/年)

年度	農業用水	浄化センター	中部 浄化センター	東部 浄化センター	南部 浄化センター	西部 浄化センター	城南町 浄化センター	合計
令和6年度	10,664,305	3,670,177	1,114,591	1,226,522	529,490	785,048	14,526	14,334,482
令和5年度	10,771,756	3,691,487	1,127,821	1,203,772	533,002	815,430	11,462	14,463,243
令和4年度	9,579,924	3,370,480	1,060,847	1,011,659	481,901	809,063	7,010	12,950,404
令和3年度	5,243,893	3,296,892	1,197,384	930,450	490,744	672,141	6,173	8,540,785
令和2年度	6,782,557	3,607,457	1,370,310	988,181	427,641	811,229	10,096	10,390,014

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
処理水利用量	m ³	14,334,482	14,463,243	12,950,404	8,540,785	10,390,014
総処理水量	m ³	79,153,934	77,944,024	75,098,175	78,327,563	79,710,141
再生水の使用率	%	18.1	18.6	17.2	10.9	13.0

※再生水の使用率＝処理水利用量/総処理水量
※総処理水量は、市浄化センターの処理水量
※令和元年度より処理水の再利用量の算出方法を変更し統一しています。

6 汚水処理率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①行政区域内人口(住民基本台帳)	人	729,138	729,326	729,937	729,934	731,426
②下水道処理人口	人	665,398	663,956	662,609	660,768	660,810
③農業集落排水施設等整備済人口	人	3,878	3,825	3,868	3,876	3,952
④合併処理浄化槽設置済人口	人	47,580	47,126	46,660	46,007	45,378
⑤コミュニティプラント設置済人口	人	0	0	0	0	0
⑥汚水処理人口(＝②+③+④+⑤)	人	716,856	714,907	713,137	710,651	710,140
⑦汚水処理人口処理普及率(＝⑥/①)	%	98.3	98.0	97.7	97.4	97.1

※住民基本台帳人口により算出(平成23年度までは、外国人登録数は含まない)

7 高度処理人口普及率

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①高度処理を実施している人口	人	72,875	0	0	0	0
②行政区域内人口	人	729,138	729,326	729,937	729,934	731,426
③高度処理人口普及率(＝①/②)	%	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Ⅲ 資源・エネルギーの循環促進

1 エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

工場等に係る事業の名称	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
上下水道局全体	t-CO ₂	25,989	20,450	21,743	28,010	26,600
上水道事業	t-CO ₂	12,429	11,044	11,615	16,400	15,358
下水道事業(下水道処理施設維持管理事業)	t-CO ₂	13,481	9,314	8,138	11,474	11,121
管理事業を行う本社等	t-CO ₂	38	94	538	134	121

2 配水量1m³あたり二酸化炭素排出量

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①水道事業に係る二酸化炭素排出量	t-CO ₂	12,429	11,044	11,615	16,400	15,358
②配水量	m ³	80,969,257	79,697,550	79,029,560	78,607,232	79,211,773
③配水量1m ³ あたり二酸化炭素排出量	g-CO ₂ /m ³	154	139	147	209	194

※単位に注意 ①/②×10⁶

3 処理人口1人あたり温室効果ガス排出量

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①下水道事業に係る温室効果ガス排出量	t-CO ₂	17,738	13,888	17,082	15,384	19,494
②処理区域内人口	人	665,398	663,956	662,609	660,768	660,810
③処理人口1人あたり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人	26.7	20.9	25.8	23.3	29.5
④総処理水量(市営浄化センターのみ)	m ³	79,153,934	77,944,024	75,127,210	78,327,563	79,710,141
⑤処理水量1m ³ あたり温室効果ガス排出量	g-CO ₂ /m ³	224	178	227	196	245

※単位に注意 ③=①/②×10³ ⑤=①/④×10⁶

※エネルギー使用に伴う排出量だけでなく、汚泥の焼却等により生じる排出量も含む。

4 水道施設における自然エネルギー発電量

	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
水道施設における自然エネルギー発電量	kWh	3,863,373	1,988,315	273,260	266,070	263,293
設置箇所数	箇所	10	9	6	6	6

※太陽光発電設備の設置箇所は、上下水道局本館・上下水道局別館・八景水谷送水場・亀井送水場・熊本市水の科学館。

※小水力発電の設置箇所は、戸島送水場。

※令和4年度～令和5年度に、環境局と連携して配水池上部(岩倉山配水池、徳王配水池、万日山配水池、高遊原配水池)へと太陽光発電設備を設置(オフサイト型PPA)し、令和5年度より受電を開始した。発電した電力は他の水道施設にて使用している。



上下水道局本館



上下水道局別館



八景水谷送水場



万日山配水池太陽光発電設備(PPA)



熊本市水の科学館



戸島送水場

5 下水汚泥の有効利用

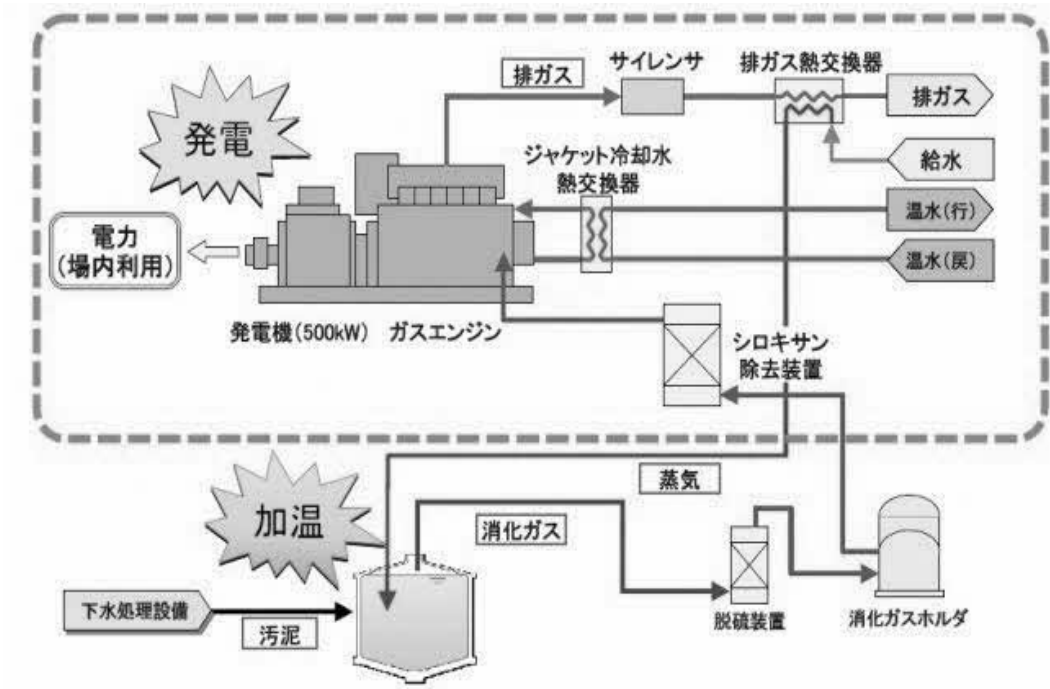
	単位	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
①汚泥発生量	t	28,281	29,842	29,702	29,905	31,343
②セメント化	t	5,090	7,116	7,349	7,506	8,381
③コンポスト(堆肥)化	t	4,178	6,641	6,333	6,344	6,918
④固形燃料化	t	15,929	16,085	16,020	16,055	16,044
⑤熔融スラグ化	t	3,083	—	—	—	—
⑥汚泥の有効利用量(=②+③+④+⑤)	t	28,281	29,842	29,702	29,905	31,343
汚泥の有効利用率(=⑥/①)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※温室効果ガス削減のため、汚泥固形燃料化施設を南部浄化センター内に建設。
 ※平成25年4月から南部浄化センター内において、汚泥固形燃料化施設(50t／日)の運転を開始し、セメント化、コンポスト化と合わせて有効利用率(汚泥リサイクル率)100%を達成した。
 ※処分量の内訳と合計は少数点以下の端数の関係上一致しない場合がある。



6 下水汚泥消化ガス発電

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO₂を含んだ可燃性ガスのことです。
 熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温や給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減と温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年度より中部浄化センターにおいて、また平成28年度より東部浄化センターにおいて、消化ガスを利用した発電を開始しました。



Ⅳ お客さまの視点に立ったサービス提供

1 上下水道施設見学者数

(単位:人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
水道施設見学者数	644	566	678	290	82
下水道施設見学者数	801	805	27	0	0
水の科学館来館者数	63,405	49,490	36,604	16,385	31,855
合計	64,850	50,861	37,309	16,675	31,937

※水道施設見学者数:水道の普及啓発に係る施設見学等

※下水道施設見学者数:下水道の普及啓発に係る施設見学等

※水の科学館来館者数:水の科学館への来館者数

2 出前教室等参加者数

(単位:人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
水道出前教室	3,805	3,619	3,050	3,122	1,714
下水道出前教室	3,199	2,673	2,728	2,628	1,666
合計	7,004	6,292	5,778	5,750	3,380



4 アンケート回答数

(単位:件、%)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	436	455	362	133	147
下水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	13	9	13	0	0
水の科学館でのアンケート(件)	443	409	388	279	222
上下水道に関するアンケート(件)	1,033	1,060	1,178	1,209	1,382
情報提供満足度(%)※	35.3	40.3	40.5	38.3	40.0
広報活動の認知度(%)※	92.6	91.6	88.8	88.9	89.0
合計(件)	1,925	1,933	1,941	1,621	1,751

※各設問について、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の合計を示す

5 パンフレット等の作成状況

(単位:部)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
上下水道のしおり	2,000	0	2,000	0	2,000
熊本市の水道	2,000	0	2,000	0	0
熊本市の下水道	1,000	0	1,000	0	1,000

V 検針・水道料金・下水道使用料

1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置 不明	その他	計			
令和6年度	1,065	2,060,365	2,060,061	92	110	7	10	85	304	99.99%	226	1,935
令和6年4月	89	167,685	167,652	17	10	1	0	5	33	99.98%	230	1,884
5月	87	174,398	174,375	8	4	0	1	10	23	99.99%	221	2,005
6月	90	167,857	167,828	6	13	1	0	9	29	99.98%	226	1,865
7月	89	174,945	174,917	10	8	0	1	9	28	99.98%	224	1,966
8月	88	167,933	167,909	8	10	2	1	3	24	99.99%	232	1,908
9月	89	175,346	175,322	7	9	0	1	7	24	99.99%	221	1,970
10月	85	168,302	168,278	6	10	0	0	8	24	99.99%	238	1,980
11月	89	175,309	175,277	7	13	2	2	8	32	99.98%	221	1,970
12月	91	168,560	168,541	8	6	1	0	4	19	99.99%	228	1,852
令和7年1月	89	175,372	175,351	6	6	0	0	9	21	99.99%	220	1,970
2月	89	168,990	168,969	3	7	0	3	8	21	99.99%	232	1,899
3月	90	175,668	175,642	6	14	0	1	5	26	99.99%	221	1,952
令和5年度	1,057	2,033,652	2,033,281	100	146	7	11	107	371	99.98%	221	1,924
令和4年度	1,023	2,005,062	2,004,676	123	129	2	15	117	386	99.98%	223	1,960
令和3年度	1,023	1,975,969	1,975,576	106	126	6	15	140	393	99.98%	210	1,847
令和2年度	1,070	1,946,359	1,945,908	117	163	6	12	153	451	99.98%	211	1,847

2 水道料金累積収納状況

年 度	調 定 額		収 納 額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件 数	金 額
令和6年度	3,928,266	12,670,998,975	3,360,156	10,904,947,760	85.54	86.06
令和5年度	3,881,140	12,590,479,191	3,874,768	12,579,064,909	99.84	99.91
令和4年度	3,815,426	12,533,473,068	3,809,990	12,523,866,999	99.86	99.92
令和3年度	3,752,017	12,537,977,468	3,747,950	12,530,087,307	99.89	99.94
令和2年度	3,694,068	12,632,423,008	3,690,763	12,626,442,968	99.91	99.95

*令和6年度の収納額は、令和7年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点(洗管水道料金等含まない)の統計のため一致しない。

3 下水道使用料累積収納状況

年 度	調 定 額		収 納 額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件 数	金 額
令和6年度	3,627,846	11,391,862,346	3,108,008	9,829,947,425	85.67	86.29
令和5年度	3,577,751	11,322,738,227	3,570,956	11,308,372,038	99.81	99.87
令和4年度	3,508,217	11,272,839,965	3,502,483	11,260,333,284	99.84	99.89
令和3年度	3,441,009	11,284,732,147	3,436,691	11,278,374,432	99.87	99.94
令和2年度	3,380,180	11,264,952,802	3,376,728	11,259,767,028	99.90	99.95

*令和6年度の収納額は、令和7年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

4 水道料金収納方法別調定件数

年 度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
令和6年度	3,032,286	79.05	803,757	20.95	3,836,043
令和5年度	3,015,786	79.66	769,849	20.34	3,785,635
令和4年度	2,983,276	80.22	735,613	19.78	3,718,889
令和3年度	2,945,252	80.51	713,153	19.49	3,658,405
令和2年度	2,904,993	80.67	696,098	19.33	3,601,091

5 水道料金改定の変遷

実施年月日 区 分		T13.10.1	S2.5.1		S18.7.1	S21.4.1
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1 円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8. 5銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 6. 8銭	101m ³ 以上 1m ³ 6. 4銭			
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3 円 60 銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8. 5銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 6. 8銭	201m ³ 以上 1m ³ 5. 6銭			
汽車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45 円	
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	501m ³ 以上 1m ³ 5. 2銭			
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12 円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	1m ³ に付 12銭
		201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭			
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	〃	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納集金 制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、 支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22.3.1	S22.6.1	S22.11.1	S23.10.1	S25.2.1	S26.12.1	S28.6.1	S33.4.1	S38.11.1
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1 円 20 銭	1m ³ に付 3 円 60 銭	1m ³ に付 7 円	基本水量 8m ³ 基本料金 80円 超過料金 1m ³ 10円	8m ³ 96円 1m ³ 13円	8m ³ 120円 1m ³ 17円	8m ³ 180円 1m ³ 22円	8m ³ 240円 1m ³ 32円
—	—	—	—	基本水量150m ³ 基本料金975円	150m ³ 1,170円	150m ³ 1,460円	150m ³ 1,500円	150m ³ 2,000円
1m ³ に付 30銭	1m ³ に付 72 銭	1m ³ に付 2 円 20 銭	1m ³ に付 4 円 50 銭	超過料金1m ³ 6円50銭	1m ³ 8円50銭	1m ³ 11円	1m ³ 11円	1m ³ 15円
1円	2 円 20 銭	7 円 20 銭	14 円 50 銭	20円	25円	30円	40円	55円
1円75銭	4 円 20 銭	12 円	24 円	40円	50円	60円	80円	廃 止
—	—	—	—	基本水量6m ³ 基本料金48円	6m ³ 55円	6m ³ 70円	統 合 基本水量 6m ³ 基本料金 90円	6m ³ 120円
1m ³ に付 40銭	1m ³ に付 96 銭	1m ³ に付 3 円	1m ³ に付 6 円	超過料金1m ³ 8円	1m ³ 10円	1m ³ 13円		
—	—	—	—	基本水量6m ³ 基本料金60円	6m ³ 72円	6m ³ 90円	超過料金 1m ³ 16円	1m ³ 22円
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1 円 20 銭	1m ³ に付 3 円 60 銭	1m ³ に付 7 円	超過料金1m ³ 10円	1m ³ 13円	1m ³ 17円		
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1個に付50銭	左 同1円	左 同1円	左 同2円	左 同 2円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26. 20%	改定率平均 41. 30%

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日				
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)		基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円
	20mm				8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 68円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 77円	41m ³ 以上 88円
	25mm								
	40mm	1,000円	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	1,400円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円
	50mm	1,500円			2,100円				
	75mm	3,000円			4,200円				
	100mm	5,000円			7,000円				
	150mm	10,000円			14,000円				
	浴場営業用	150m ³ 以下 2,000円	151m ³ 以上 15円		150m ³ 以下 2,600円	151m ³ 以上 20円			
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 120円	7m ³ 以上 22円		1戸につき 6m ³ 以下 150円	基本水量を超える水量 30円				
一時用	1m ³ につき 95円				1m ³ につき 200円				
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円				左 同				
連合専用 給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。				左 同				
備 考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逦増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。				口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逦増方式を強化。				
料金 徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39. 8採用)				左 同				
改 定 率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%				総合平均74% 家庭用38.9% (原案)74%				

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年
基本料金	従量料金(1m ³ につき)				基本料金	従量料金(1m ³ につき)				4月1日
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段	
8m ³ 以下 400円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 580円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。
8m ³ 以下 500円					8m ³ 以下 730円					
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円					
1,800円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	2,800円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円	
4,000円					6,200円					
7,000円					11,000円					
12,000円					19,000円					
25,000円					40,000円					
150m ³ 以下 3,000円	151m ³ 以上 20円				150m ³ 以下 4,000円	151m ³ 以上 40円				
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量 30円				1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量 50円				
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円					
左 同					左 同					
左 同					左 同					
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。					平成元年 8月請求 分から適用
左 同					左 同					左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案)22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案)48.67%					総合平均 3.00%

実施年月日		平成4年2月1日										平成9年
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)								4月1日	
			第一段		第二段		第三段		第四段			
一般用	13mm	10m ³ 以下 1,050円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11～20	135	21～30	160	31～40	185	41以上	220		
	25mm	10m ³ 以下 1,840円	1～50	220	51～100	240	101～500	260	501以上	290		
	40mm	3,850円										
	50mm	8,350円										
	75mm	14,850円										
	100mm	25,600円										
	150mm	55,000円										
	浴場営業用		150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上 1m ³ につき 55円								
共用給水装置		1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量 1m ³ につき 65円									
一時用		1m ³ につき 525円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 300円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 600円										
連合専用給水装置		1戸につき一般用の料金を適用する。										
備考		料金体系は、前回を踏襲した。但し口径13mm～25mmの基本水量分については、8m ³ から10m ³ へ変更した。 また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。 ※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。										
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均 45.58% 家庭用 34.74% (原案)45.58%										

平成9年8月請求分から適用
左 同
総合平均 2.00%

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
区分		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,302円	1～10	15.75	11～20	141.75	21～30	168	31～40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円		
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円	1～50	231	51～100	252	101～500	273	501以上	304.5		
	100mm	26,880円										
	150mm	57,750円										
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上 1m ³ につき 57.75円									
一 時 用		1m ³ につき 551.25円										
私 設 消 火 栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備 考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正(日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改 定 率		—										

災害対策

水循環

環境配慮

広報

下水道使用料金

組織・機構

水工業道用

実施年月日		平成26年4月1日											
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)										
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段		
一般用	13mm	972円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	
	20mm	1,339.2円	1～10	16.2	11～20	145.8	21～30	172.8	31～40	199.8	41以上	237.6	
	25mm	1,825.2円											
	40mm	4,158円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円			
	50mm	9,018円											
	75mm	16,038円											
	100mm	27,648円	1～50	237.6	51～100	259.2	101～500	280.8	501以上	313.2			
	150mm	59,400円											
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,616円	151m ³ 以上 1m ³ につき 59.4円										
一 時 用			1m ³ につき 567円										
私 設 消 火 栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円										
備 考			消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法			納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改 定 率			—										

実施年月日			令和元年10月1日											
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)											
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段			
一 般 用	13mm	990円	m ³ 円 1～10	16.5	m ³ 円 11～20	148.5	m ³ 円 21～30	176	m ³ 円 31～40	203.5	m ³ 円 41以上	242		
	20mm	1,364円												
	25mm	1,859円												
	40mm	4,235円	m ³ 円 1～50	242	m ³ 円 51～100	264	m ³ 円 101～500	286	m ³ 円 501以上	319	/			
	50mm	9,185円												
	75mm	16,335円												
	100mm	28,160円												
	150mm	60,500円												
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,720円	151m ³ 以上 1m ³ につき 60.5円											
一 時 用			1m ³ につき 577.5円											
私 設 消 火 栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 330円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 660円											
備 考			消費税率改定に伴う水道料金等の改定 令和2年2月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)											
料金徴収方法			納付制、銀行口座振替制、各毎月											
改 定 率			—											

6 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額(1円未満は切り捨て)とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額(1円未満は、切り捨て)とする。

7 量水器
 (1)年度別設置数

(単位:個)

年度 口径	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
13mm	239,406	237,072	232,758	230,516	227,003
20mm	95,624	94,221	92,862	91,698	90,362
25mm	6,675	6,608	6,589	6,575	6,598
40mm	2,257	2,251	2,219	2,206	2,168
50mm	869	860	851	852	851
75mm	323	324	320	319	322
100mm	52	53	54	54	54
150mm	8	8	8	8	8
合 計	345,214	341,397	335,661	332,228	327,366

(2)購入状況

年度 口径	購 入 数 (個)					購 入 金 額 (千円)				
	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
13mm	25,200	13,050	10,502	6,303	5,500	67,333	32,564	24,659	12,080	10,560
20mm	8,002	6,000	5,000	2,007	3,016	31,142	20,394	16,027	5,440	7,829
25mm	160	80	1	49	240	802	323	23	290	829
40mm	50	40	60	70	0	682	528	989	777	0
50mm	150	60	250	0	140	9,433	3,570	13,200	0	6,697
75mm	0	80	80	60	60	0	7,040	6,468	4,631	4,422
100mm	0	20	15	10	10	0	2,860	1,991	1,243	1,265
150mm	7	1	1	0	0	2,295	341	308	0	0
合 計	33,569	19,331	15,909	8,499	8,966	111,687	63,665	24,461	31,602	27,100

(3)量水器出入庫管理状況

(単位:件)

	据付個数	取 付		取 外		取 替		購 入 個 数	修 理 個 数	廃 棄 個 数
		件 数	うち委託	件 数	うち委託	件 数	うち委託			
令和6年度	345,214	9,461	2,777	6,022	5,286	38,395	38,248	33,569	18,590	11,571
13mm	239,406	5,943	1,750	3,924	3,362	27,649	27,525	25,200	11,250	8,569
20mm	95,624	3,317	982	1,969	1,843	9,619	9,604	8,002	6,500	2,312
25mm	6,675	157	43	99	66	732	726	160	640	409
40mm	2,257	30	1	24	13	227	227	50	200	120
50mm	869	12	0	2	2	83	83	150	0	86
75mm	323	2	1	3	0	71	69	0	0	66
100mm	52	0	0	1	0	14	14	0	0	8
150mm	8	0	0	0	0	0	0	7	0	1
令和5年度	341,397	9,865	2,999	5,527	4,211	41,265	41,048	19,331	33,680	13,910
令和4年度	335,661	10,552	2,955	5,448	4,266	40,996	40,752	15,909	33,240	11,391
令和3年度	332,228	10,550	2,847	5,508	4,396	40,051	39,929	8,499	42,180	11,902
令和2年度	327,366	10,975	2,769	6,350	5,327	41,949	41,674	8,966	46,220	6,931

(4)量水器改良工事施工状況

(単位:件)

種 別	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
位 置 変 更	0	0	0	0	0
位 置 上 げ	0	0	0	1	0
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	1	0

8 下水道使用料改定の変遷

	昭和34年8月		昭和51年10月		昭和59年4月		昭和64年1月		平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の 17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料 8m ³ まで 300円	同左			
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		9m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき20円	9m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき40円	同左			
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき25円					
			21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき30円			21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき50円	同左	
			31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき60円	同左			
			51m ³ 以上 1m ³ につき25円		201m ³ 以上 1m ³ につき40円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき70円	同左			
	一般家庭の兼用 公衆浴場と	水道料金の 17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	201m ³ 以上 1m ³ につき40円	501m ³ 以上 1m ³ につき80円	同左			
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円			501m ³ 以上 1m ³ につき80円	同左			
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円							
	浴公衆場	水道料金の 17%	1m ³ につき 5円	浴公衆場	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左			
21m ³ 以上 1m ³ につき5円										
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左				
		1m ³ につき 3円		1m ³ につき 6円	2000m ³ まで 1m ³ につき15円 2001m ³ 以上 5000m ³ まで 1m ³ につき30円 5001m ³ 以上 1m ³ につき40円	水道水による汚水 一般用と同様	同左			
	営業用	1m ³ につき 2円	1m ³ につき 5円	浴公衆場				1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左
					消費税率等					
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%				

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

8 下水道使用料改定の変遷(つづき)

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
水道水による汚水	一般用	基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円
		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円
		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円
		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円
		201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円
		501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円
		2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
	水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円
		営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
	消費税等	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額に100分の103を 乗じて得た額(1円未満の 端数は、切り捨て)とす る。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額に100分の10 5を乗じて得た額(1円未 満の端数は、切り捨て)と する。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額に100分の10 5を乗じて得た額(1円未 満の端数は、切り捨て)と する。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額
		37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

平成26年4月	令和元年10月
基本使用料 874.28円	基本使用料 890.47円
1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.39円	1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.65円
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき128.57円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき130.95円
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき169.71円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき172.85円
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき205.71円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき209.51円
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき246.85円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき251.42円
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき287.99円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき293.32円
2001m ³ 以上 1m ³ につき334.28円	2001m ³ 以上 1m ³ につき340.47円
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)	(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)
水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
-	-

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m³を加えた水量。

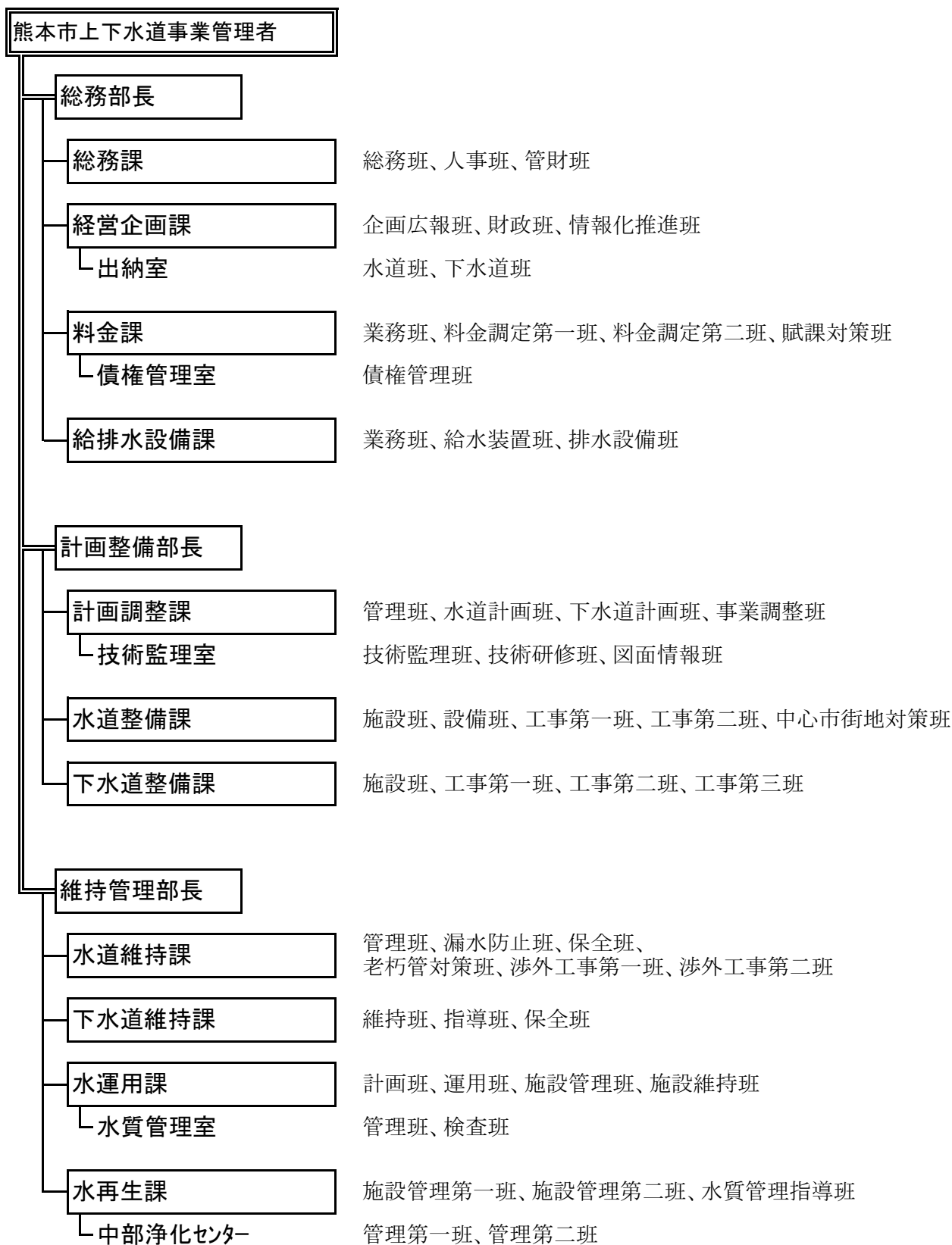
別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用水量 用途 別 人員・	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、
トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量。

VI 組織・機構

1 機構図(令和7年3月31日現在)



災害
対策

水
循
環
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

2 事務分掌(令和7年3月31日現在)

総務課

- 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 文書の収発及び管理に関すること。
- 公印の管理に関すること。
- 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 危機管理及び災害対策に関すること。
- 不用品の処分に関すること。
- 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 組織に関すること。
- 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 研修に関すること。
- 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 公用車の管理に関すること。
- 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

経営企画課

- 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 市議会に関すること。
- 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 熊本市上下水道局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- 事業統計に関すること。
- 広報及び広聴に関すること。
- 水の科学館に関すること。
- 財政計画に関すること。
- 企業債に関すること。
- 予算に関すること。
- 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 情報システムの総括に関すること。
- 出納室に関すること。

出納室

- 決算に関すること。
- 支払の審査及び執行に関すること。
- 出納預託に関すること。
- 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 固定資産に関すること。
- 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 使用水量及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 水道料金等の収納に関すること。
- 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 量水器に関すること。
- 債権管理室に関すること。

債権管理室

- 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 水道料金及び工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。
- 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関すること。
- 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 熊本市上下水道管路情報システムの運用、管理及びデータ活用に関すること。
- 5 熊本市上下水道管路情報システムの情報セキュリティに関すること。
- 6 水道配管に係る占用許可の更新に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。

水道維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 3 老朽給水管の更新に関すること。
- 4 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 5 配水管布設審査会による布設工事に関すること。
- 6 貯蔵品の出納及び保管に関すること。
- 7 給水車及びその装備品の維持管理に関すること。
- 8 課内、下水道維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

下水道維持課

- 1 下水道管路施設の維持管理に関すること。
- 2 下水道管路施設に係る法定事務に関すること。
- 3 下水道管路施設の改築及び更新に関すること。
- 4 下水道管路施設の不明水対策に関すること。
- 5 下水道管路施設の包括的民間委託の導入に関すること。
- 6 水防業務の統括に関すること。
- 7 下水道管路施設の移設の渉外に関すること。
- 8 貯蔵品の保管及び受払に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水源の整備計画及び維持管理に関すること。
- 3 水道及び工業用水道に係る観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。
- 4 水道及び工業用水道に係る水源、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 5 水道及び工業用水道に係る配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 6 水道及び工業用水道に係る地下水障害に関すること。
- 7 水質管理室に関すること。

災 害 対 策
水 循 環
環 境 配 慮
広 報
下水道 使用料 金
組 織 ・ 機 構
水工 業 道用

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 放流水の水質に関すること。
- 3 マンホールポンプ及び中継ポンプ場等の管理に関すること。
- 4 浄化センターに関すること。
- 5 事業場排水の水質指導に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。
- 9 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関すること。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

3 職員数及び配置

(令和7年3月31日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職員	技術職員	合計				事務職員	技術職員	合計	
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務課	15	0	15	15	0	15	4	0	4	4	0	4	19
総務班	8	0	8	8	0	8	2	0	2	2	0	2	10
人事班	4	0	4	4	0	4	1	0	1	1	0	1	5
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
経営企画課	14	1	15	14	1	15	9	0	9	9	0	9	24
企画広報班	8	0	8	8	0	8	2	0	2	2	0	2	10
財政班	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
情報化推進班	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	2
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
下水道班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
料金課	20	0	20	20	0	20	12	0	12	12	0	12	32
業務班	7	0	7	7	0	7	1	0	1	1	0	1	8
料金調定第一班	9	0	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	4	0	4	4	0	4	4
債権管理室	4	0	4	4	0	4	2	0	2	2	0	2	6
債権管理班	4	0	4	4	0	4	2	0	2	2	0	2	6
給排水設備課	9	7	16	9	7	16	9	1	10	9	1	10	26
業務班	5	2	7	5	2	7	0	0	0	0	0	0	7
給水装置班	4	5	9	4	5	9	0	0	0	0	0	0	9
排水設備班	0	0	0	0	0	0	9	1	10	9	1	10	10
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
計画調整課	5	14	19	2	7	9	3	10	13	1	1	2	32
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7
水道計画班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
技術監理室	2	7	9	2	7	9	1	1	2	1	1	2	11
技術監理班	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	1	1	6
技術研修班	1	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0	0	3
図面情報班	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2
水道整備課	0	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
施設班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
設備班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
工事第一班	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
工事第二班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
中心市街地対策班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	31	31	0	0	0	31
施設班	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	12
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
水道維持課	6	35	41	6	35	41	3	0	3	3	0	3	44
管理班	6	2	8	6	2	8	3	0	3	3	0	3	11
漏水防止班	0	11	11	0	11	11	0	0	0	0	0	0	11
保全班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
老朽管対策班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
涉外工事第一班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
涉外工事第二班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
下水道維持課	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16
維持班	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	8	8	8
指導班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
保全班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
水運用課	1	44	45	1	44	45	0	0	0	0	0	0	45
計画班	0	13	13	0	13	13	0	0	0	0	0	0	13
運用班	0	15	15	0	15	15	0	0	0	0	0	0	15
施設管理班	1	5	6	1	5	6	0	0	0	0	0	0	6
施設維持班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
検査班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	43	43	0	43	43	43
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
水質管理指導班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	25	25	25
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	17	17	0	17	17	17
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	8	8	8
合計	71	135	206	68	95	163	40	102	142	38	61	99	348

* 管理者及び再任用短時間職員(39人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。主幹級以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

4 勤続年数別職員構成

(令和7年3月31日現在)

年 数 別	事 務 職 員		技 術 職 員		全 職 員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1 年未満	2	1.8	0	0.0	2	0.6
1 年以上 ～ 3 年未満	9	8.1	14	5.9	23	6.6
3 年以上 ～ 5 年未満	8	7.2	24	10.1	32	9.2
5 年以上 ～ 10 年未満	12	10.8	55	23.2	67	19.3
10 年以上 ～ 15 年未満	4	3.6	44	18.6	48	13.8
15 年以上 ～ 20 年未満	8	7.2	21	8.9	29	8.3
20 年以上 ～ 25 年未満	10	9.0	7	3.0	17	4.9
25 年以上 ～ 30 年未満	12	10.8	12	5.1	24	6.9
30 年以上 ～ 35 年未満	23	20.7	22	9.3	45	12.9
35 年以上	23	20.7	38	16.0	61	17.5
計	111	100.0	237	100.0	348	100.0
平 均 年 数	22年1月		17年0月		18年7月	

* 管理者及び再任用短時間職員(39人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。

5 年齢別職員構成

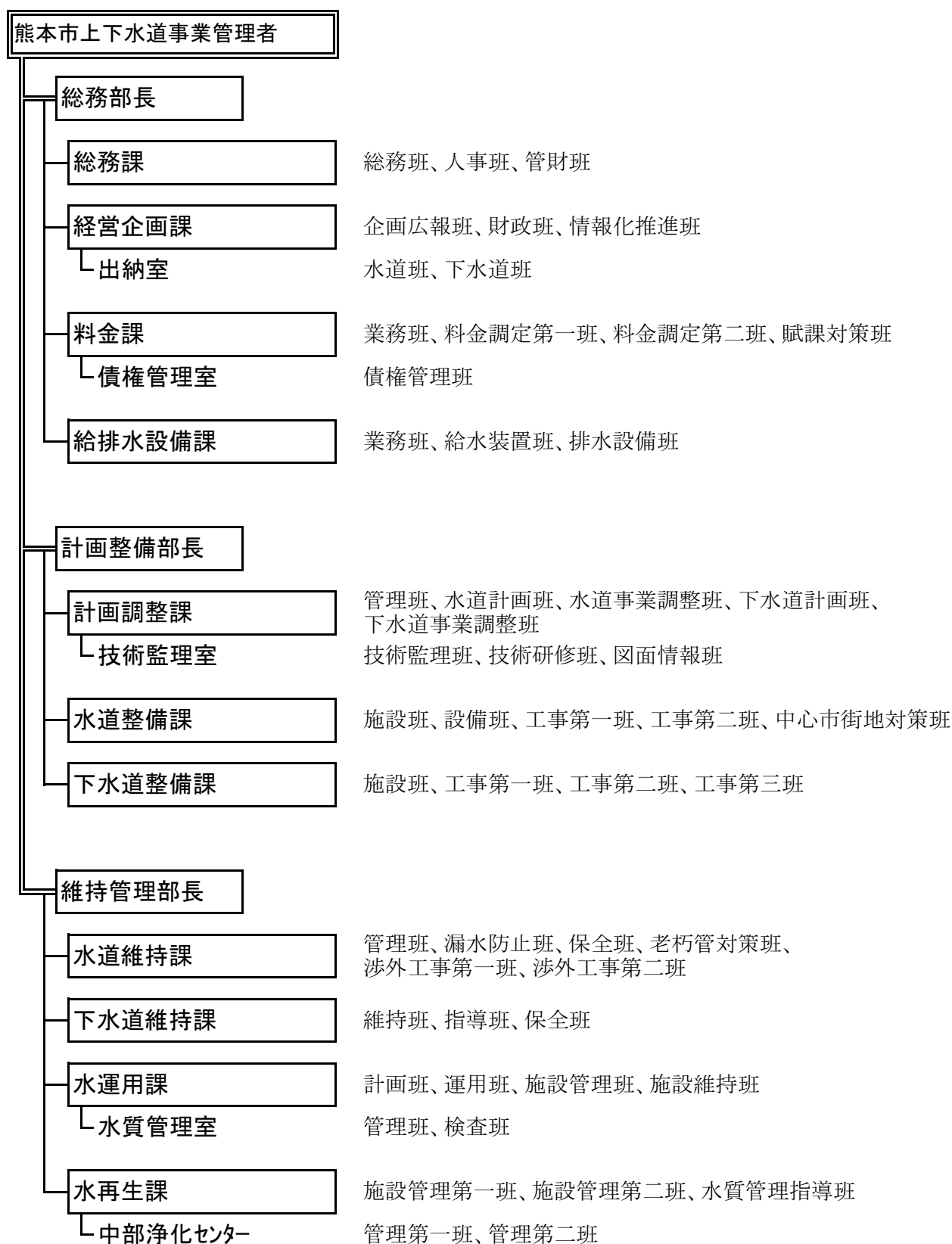
(令和7年3月31日現在)

年 齢 別	事 務 職 員		技 術 職 員		全 職 員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20 歳未満	0	0.0	1	0.4	1	0.3
20 歳以上 ～ 25 歳未満	8	7.2	19	8.0	27	7.8
25 歳以上 ～ 30 歳未満	14	12.6	27	11.4	41	11.8
30 歳以上 ～ 35 歳未満	5	4.5	41	17.3	46	13.2
35 歳以上 ～ 40 歳未満	7	6.3	47	19.8	54	15.5
40 歳以上 ～ 45 歳未満	11	9.9	17	7.2	28	8.0
45 歳以上 ～ 50 歳未満	11	9.9	13	5.5	24	6.9
50 歳以上 ～ 55 歳未満	23	20.7	27	11.4	50	14.4
55 歳以上 ～ 60 歳未満	21	18.9	25	10.5	46	13.2
60 歳以上	11	9.9	20	8.4	31	8.9
計	111	100.0	237	100.0	348	100.0
平 均 年 齢	45歳7月		41歳0月		42歳6月	

* 管理者及び再任用短時間職員(39人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。

VI 組織・機構

1 機構図(令和7年4月1日現在)



災害
対策

水
循
環
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

2 事務分掌(令和7年4月1日現在)

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 7 危機管理及び災害対策に関すること。
- 8 不用品の処分に関すること。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 10 組織に関すること。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 12 研修に関すること。
- 13 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関すること。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 熊本市上下水道局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- 5 事業統計に関すること。
- 6 広報及び広聴に関すること。
- 7 水の科学館に関すること。
- 8 財政計画に関すること。
- 9 企業債に関すること。
- 10 予算に関すること。
- 11 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 12 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 13 情報システムの総括に関すること。
- 14 出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 量水器に関すること。
- 8 債権管理室に関すること。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 2 水道料金及び工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。
- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関すること。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事業業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 熊本市上下水道管路情報システムの運用、管理及びデータ活用に関すること。
- 5 熊本市上下水道管路情報システムの情報セキュリティに関すること。
- 6 水道配管に係る占用許可の更新に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。

水道維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 3 老朽給水管の更新に関すること。
- 4 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 5 配水管布設審査会による布設工事に関すること。
- 6 貯蔵品の出納及び保管に関すること。
- 7 給水車及びその装備品の維持管理に関すること。
- 8 課内、下水道維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

下水道維持課

- 1 下水道管路施設の維持管理に関すること。
- 2 下水道管路施設に係る法定事務に関すること。
- 3 下水道管路施設の改築及び更新に関すること。
- 4 下水道管路施設の不明水対策に関すること。
- 5 下水道管路施設の包括的民間委託の導入に関すること。
- 6 水防業務の統括に関すること。
- 7 下水道管路施設の移設の渉外に関すること。
- 8 貯蔵品の保管及び受払に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水源の整備計画及び維持管理に関すること。
- 3 水道及び工業用水道に係る観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。
- 4 水道及び工業用水道に係る水源、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 5 水道及び工業用水道に係る配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 6 水道及び工業用水道に係る地下水障害に関すること。
- 7 水質管理室に関すること。

災 害 対 策
水 循 環
環 境 配 慮
広 報
下水道 使用料 金
組 織 ・ 機 構
水工 業 道用

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 放流水の水質に関すること。
- 3 マンホールポンプ及び中継ポンプ場等の管理に関すること。
- 4 浄化センターに関すること。
- 5 事業場排水の水質指導に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。
- 9 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関すること。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に關すること。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

3 職員数及び配置

(令和7年4月1日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職員	技術職員	合計				事務職員	技術職員	合計	
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務課	16	0	16	16	0	16	4	0	4	4	0	4	20
総務班	9	0	9	9	0	9	2	0	2	2	0	2	11
人事班	4	0	4	4	0	4	1	0	1	1	0	1	5
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
経営企画課	13	1	14	13	1	14	10	0	10	10	0	10	24
企画広報班	7	0	7	7	0	7	2	0	2	2	0	2	9
財政班	3	0	3	3	0	3	4	0	4	4	0	4	7
情報化推進班	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	2
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
下水道班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
料金課	20	0	20	20	0	20	12	0	12	12	0	12	32
業務班	8	0	8	8	0	8	1	0	1	1	0	1	9
料金調定第一班	9	0	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	6	0	6	6	0	6	6
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
債権管理室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
債権管理班	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
給排水設備課	8	7	15	8	7	15	9	1	10	9	1	10	25
業務班	4	2	6	4	2	6	1	0	1	1	0	1	7
給水装置班	4	5	9	4	5	9	0	0	0	0	0	0	9
排水設備班	0	0	0	0	0	0	8	1	9	8	1	9	9
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
計画調整課	6	14	20	2	7	9	3	10	13	1	1	2	33
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7
水道計画班	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
水道事業調整班	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
下水道事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
技術監理室	2	7	9	2	7	9	1	1	2	1	1	2	11
技術監理班	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	1	1	6
技術研修班	1	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2
図面情報班	1	1	2	1	1	2	1	0	1	1	0	1	3
水道整備課	0	31	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
施設班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
設備班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
工事第一班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
工事第二班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
中心市街地対策班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	0	0	28
施設班	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	10
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
水道維持課	6	35	41	6	35	41	3	0	3	3	0	3	44
管理班	6	3	9	6	3	9	3	0	3	3	0	3	12
漏水防止班	0	10	10	0	10	10	0	0	0	0	0	0	10
保全班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
老朽管対策班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
涉外工事第一班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
涉外工事第二班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
下水道維持課	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16
維持班	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	8	8	8
指導班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
保全班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
水運用課	1	47	48	1	47	48	0	0	0	0	0	0	48
計画班	0	10	10	0	10	10	0	0	0	0	0	0	10
運用班	0	17	17	0	17	17	0	0	0	0	0	0	17
施設管理班	1	6	7	1	6	7	0	0	0	0	0	0	7
施設維持班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
検査班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	45	45	0	45	45	45
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	8	8	8
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
水質管理指導班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	26	26	26
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	10	10	10
合計	71	136	207	67	98	165	41	101	142	39	63	102	349

* 管理者及び再任用短時間職員(39人)を除き、再任用フルタイム職員(10人)を含む。主幹級以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

